

外部サービス利用型特定施設みゆき荘及び

外部サービス利用型介護予防特定施設みゆき荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西ノ島福祉会が開設する外部サービス利用型特定施設及び外部サービス利用型介護予防特定施設みゆき荘（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型介護予防特定施設入所者生活介護（以下「外部サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、外部サービスの提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 事業者は、外部サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の職種、員数)

第3条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、同一敷地内の他事業所との兼務）
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 6名以上（常勤換算方法）
- (4) 計画作成担当者 1名以上

2 前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
- (4) 計画作成担当者
特定施設サービス計画の作成を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 外部サービス利用型特定施設みゆき荘
- (2) 所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 50名
- (2) 居室数 37室

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び受託居宅サービスの種類、利用料の額並びに改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、(入居)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。
- 2 事業所は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行う。
 - 3 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等は行なわない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。
 - 4 事業所は、自ら外部サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(相談及び援助)

- 第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(特定施設サービス計画の作成)

- 第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。
- 2 前項の特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更する。

(利用料)

- 第10条 事業所が外部サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。
- 利用料の額は別紙1、2のとおりとする。
- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - (2) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
 - 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

- 第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することがある。
- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(受託居宅サービス事業者及び当該事業者の名称、所在地)

- 第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとする。
- (1) サポートセンターみゆき 隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19
 - (2) 隠岐広域連立隠岐島前病院 隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1
 - (3) みゆき荘デイサービスセンター 隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19
 - (4) 福祉用具のさか 隠岐郡西ノ島町大字美田2156番地
- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。
 - 3 指定居宅サービスとは、指定訪問介護、指定訪問リハビリテーション、指定訪問看護、指定通所介護、指定福祉用具貸与とする。

(居室の移動)

- 第13条 利用者は、原則として、別に定める介護計画書により計画した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。
- (1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。

- (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
 - (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。
 - (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。
- 2 事業所は、外部サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

- 第14条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。
- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービスの適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。
 - 3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

- 第15条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復さなければならない。
- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

(介護居室)

- 第16条 事業所は、利用者の居室は、個室、二人部屋とする。

(静養室)

- 第17条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保する。

(食堂)

- 第18条 事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

(浴室)

- 第19条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設ける。

(便所)

- 第20条 事業所は、居室のある階ごとに便所を設ける。

(機能訓練室)

- 第21条 事業所は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

(喫煙)

- 第22条 施設内禁煙とする。

(飲酒)

- 第23条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力する。

(衛生管理)

- 第24条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。
- 2 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
 - 3 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上及び新規採用時に行う。また、訓練を年2回以上実施する。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(禁止行為)

第25条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第27条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

(緊急時の対応)

第28条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第29条 事業所は、利用者に対する外部サービスの提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

- 2 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に年2回開催。従業者に対する研修を年2回以上及び新規採用時に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第30条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための研修を年2回以上及び新規採用時に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第31条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上及び新規採用時に行う。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を年2回以上及び新規採用時に行う。また、訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第33条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の総合避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(入退所の記録の記載)

第34条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制等)

第35条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

- 2 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(職場におけるハラスメントの防止)

第36条 事業所は、適切な外部サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第37条 入院治療を必要とする利用者のために協力医療機関等を定める。

- (1) 協力病院 隠岐広域連合立隠岐島前病院
隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1
- (2) 協力歯科医院 にしのしま歯科
隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地15

(掲示)

第38条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第39条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第40条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、島根県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、島根県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、島根県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第41条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第42条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、適切な外部サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより支援員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録と整理)

第43条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録
 - (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
 - (4) 市町村への通知に関する事項の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
 - (9) 一部業務委託をしている場合はその記録
 - (10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西ノ島福祉会と施設との協議に基づいて定めるものとする。

附 則(平成20年3月26日制定)

1. 平成18年10月1日から施行された社会福祉法人西ノ島福祉会外部サービス利用型特定施設みゆき荘の運営規程は廃止する。
2. この規程は平成20年4月1日から施行する。
3. この規程に定めている各種の申請届等については、廃止された規則により処理されたものとみなす。

附 則(平成21年3月26日制定)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日改正)

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日改正)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日改正)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日改正)

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月9日改正)

この規程は平成26年10月9日から施行する。

附 則(平成27年3月25日改正)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月1日改正)

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日改正)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月9日改正)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月12日改正)

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日改正)

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日改正)

この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月30日改正)

この規程は令和5年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日改正)

この規程は令和6年4月1日から施行する。

料金表 別紙1

外部サービス利用型特定施設入所者生活介護

1. 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金（報酬告示関係 1単位：10円）

① 基本サービス利用料

1日あたりの料金 84単位 840円

1日あたりの利用者負担 84円

② サービス提供体制加算Ⅲ

1日あたりの料金 6単位 60円

1日あたりの利用者負担 6円

③ 受託居宅サービス利用料（報酬告示関係 1単位：10円）

※利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

「指定訪問介護」

《身体介護が中心である場合》

15分未満の料金 94単位： 940円 利用者自己負担額 94円

15分以上30分未満の料金 189単位：1, 890円 利用者自己負担額 189円

※1 30分以上90分未満の場合、256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位を加算した単位数。

※2 90分以上の場合、548単位に所要時間90分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数。

《生活援助が中心である場合》

15分未満の料金 48単位： 480円 利用者自己負担額 48円

※1 15分以上30分未満の場合、94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数。

60分以上75分未満の料金 214単位：2, 140円 利用者自己負担額 214円

75分以上の単位数 256単位：2, 560円 利用者自己負担額 256円

《通院等乗降介助》

1回の料金 85単位： 850円 利用者自己負担額 85円

「指定通所介護」：(通常規模型：2時間以上3時間未満)

要介護1の料金 244単位： 2, 440円 利用者自己負担額 244円

要介護2の料金 280単位： 2, 800円 利用者自己負担額 280円

要介護3の料金 316単位： 3, 160円 利用者自己負担額 316円

要介護4の料金 353単位： 3, 530円 利用者自己負担額 353円

要介護5の料金 389単位： 3, 890円 利用者自己負担額 389円

「指定訪問リハビリテーション」：(病院又は診療所の場合)

20分未満の料金	276単位：	2,760円	利用者自己負担額	276円
----------	--------	--------	----------	------

「指定訪問看護」：(病院又は診療所の場合)

20分未満の料金	239単位：	2,390円	利用者自己負担額	239円
----------	--------	--------	----------	------

30分未満の料金	358単位：	3,580円	利用者自己負担額	358円
----------	--------	--------	----------	------

30分以上1時間	516単位：	5,160円	利用者自己負担額	516円
----------	--------	--------	----------	------

未満の料金

1時間以上1時間	758単位：	7,580円	利用者自己負担額	758円
----------	--------	--------	----------	------

30分未満の料金

「指定福祉用具貸与」

1月単位の料金

車椅子

車椅子付属品

特殊寝台

特殊寝台付属品

床ずれ防止用具

手すり

スロープ

歩行器

歩行補助つえ

認知症老人徘徊感知機器等

※福祉用具貸与として介護保険適用の範囲内でご利用いただけます。利用者自己負担額は1割です。

※尚、当施設は厚生労働省の定める一定の基準を満たしている為、保険適用額に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.2%、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）1.2%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.5%を合わせた合計10.9%乗じたものを処遇改善加算として請求させていただきます。

料金表 別紙2

外部サービス利用型介護予防特定施設入所者生活介護

1. 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金 (報酬告示関係 1単位: 10円)

① 基本サービス利用料

1日あたりの料金	57単位	570円
1日あたりの利用者負担		57円

② サービス提供体制加算Ⅲ

1日あたりの料金	6単位	60円
1日あたりの利用者負担		6円

③ 受託居宅サービス利用料 (報酬告示関係 1単位: 10円)

利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

「訪問介護系サービス」

◎ 1ヶ月につき

・週に1回程度の場合の料金 (要支援1・2の利用者)

1,032単位	10,320円	利用者自己負担額	1,032円
---------	---------	----------	--------

・週に2回程度の場合の料金 (要支援1・2の利用者)

2,066単位	20,660円	利用者自己負担額	2,066円
---------	---------	----------	--------

・週に2回以上程度の場合の料金 (要支援2の利用者)

3,277単位	32,770円	利用者自己負担額	3,277円
---------	---------	----------	--------

◎ 1日につき (日割計算をする場合には、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変更となった場合に限る。)

※週に1回程度の場合の料金 (要支援1・2の利用者)

34単位	340円	利用者自己負担額	34円
------	------	----------	-----

※週に2回程度の場合の料金 (要支援1・2の利用者)

68単位	680円	利用者自己負担額	68円
------	------	----------	-----

※週に2回以上程度の場合の料金 (要支援2の利用者)

108単位	1,080円	利用者自己負担額	108円
-------	--------	----------	------

「通所介護系サービス」: 基本料金と加算料金を合算します。

◎ 1ヶ月につき

「基本料金」

要支援1の料金	1,511単位	15,110円	利用者自己負担額	1,511円
要支援2の料金	3,099単位	30,990円	利用者自己負担額	3,099円

◎ 1日につき (日割計算をする場合には、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変更となった場合に限る。)

要支援 1	50 単位	500 円	利用者自己負担額	50 円
要支援 2	102 単位	1,020 円	利用者自己負担額	102 円

「指定介護予防訪問リハビリテーション」：(病院又は診療所の場合)

20分未満の料金	276 単位	2,760 円	利用者自己負担額	276 円
----------	--------	---------	----------	-------

「指定介護予防訪問看護」(病院又は診療所の場合)

1回につき

20分未満の場合の料金	230 単位	2,300 円	利用者自己負担額	230 円
30分未満の場合の料金	343 単位	3,430 円	利用者自己負担額	343 円
30分以上1時間未満の 場合の料金	497 単位	4,970 円	利用者自己負担額	497 円
1時間以上1時間30分 未満の場合の料金	731 単位	7,310 円	利用者自己負担額	731 円

「指定介護予防福祉用具貸与」

貸与額を適用(対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

※尚、当施設は厚生労働省の定める一定の基準を満たしている為、保険適用額に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.2%、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）1.2%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.5%を合わせた合計10.9%乗じたものを処遇改善加算として請求させていただきます。